

湯沢町地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第14条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 委員は会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第4号）に準ずるものとする。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

（1）学識経験者 1回につき 10,000 円

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第3条 規約第9条5項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

令和4年4月1日から施行する。